

三 居宅介護サービス費の注6の(1)の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第二条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。)(若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者)

四 居宅介護サービス費の注5の(2)及び注6の(2)の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一条第三号、第六号又は第九号に掲げる者であつて、身体障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に従事した経験を有するもの

五 居宅介護サービス費の注7ただし書の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)、第三号、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第六号、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第九号若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

六 居宅介護サービス費の注8ただし書及び注9ただし書の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一条第二号(三級居宅介護従業者に限る。)、第三号、第五号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第六号、第八号(三級相当研修課程修了者に限る。)、第九号若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費(以下「重度訪問介護サービス費」という。)(注4の厚生労働大臣が定める者)
 居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者

八 重度訪問介護サービス費の注5及び注6の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号(同告示別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。)(第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者)

九 介護給付費等単位数表の第3の1の行動援護サービス費(以下「行動援護サービス費」という。)(注3本文の厚生労働大臣が定める者)
 居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号(三級居宅介護従業者を除く。)、第四号、第五号(三級相当研修課程修了者を除く。)、第七号、第八号(三級相当研修課程修了者を除く。)、第十号若しくは第十二号(都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第二に定める内容に相当するもの)以上又は居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第三に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認められる旨の証明書の交付を受けた者に限る。)(に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員以外の者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)(に二年以上従事した経験を有するもの)

十 行動援護サービス費の注3ただし書の厚生労働大臣が定める者
 居宅介護従業者基準第一条第四号、第七号又は第十号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)(に一年以上従事した経験を有するもの(前号に掲げる者を除く。))

○厚生労働省告示第五百四十九号
 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十三号)第三条の規定に基づき、指定相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
 指定相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの
 一 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十三号)第三条の規定に基づき、指定相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、イ及びロに掲げる要件を満たす者とする。

イ (1)の期間が通算して三年以上である者(2)、(3)、(5)及び(6)の期間が通算して五年以上である者(4)の期間が通算して十年以上である者又は(2)から(6)までの期間が通算して三年以上かつ(7)の期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)(のいずれかに該当するものであること。

(1) この告示の適用の日(以下「適用日」という。)(において現に(一)又は(二)に掲げる者であるものが、平成十八年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)(その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号、以下「法」という。)(附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業(以下「障害児相談支援事業」という。)(、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業」という。)(、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援事業」という。)(、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター(以下「精神障害者地域生活支援センター」という。)(の従業者

(二) から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
 (一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) 児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第一項に規定する身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(三) 障害者支援施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)(、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第五項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)(その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者(7)に掲げる資格を有する者並びに(一)から(三)までに掲げる従事者及び従業者である期間が一年以上の者に限る。)

(3) (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士、児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉法任用資格者等」という。)(が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下「介護等の業務」という。)(に従事した期間

(一) 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法(昭和二十三年法律第百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病棟に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

他これらに準ずる施設の従業者